

議案第74号 説明資料

幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例		
<p>○幕別町立学童保育所条例 (平成27年 3月20日 条例第15号)</p> <p>第 1 条～第13条 略</p> <p>別表第 1 略</p> <p>別表第 2 (第11条関係) 保育料減免基準表</p> <table border="1" data-bbox="114 751 1106 791"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。</p> <p>なお、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</p>	略	<p>○幕別町立学童保育所条例 (平成27年 3月20日 条例第15号)</p> <p>第 1 条～第13条 略</p> <p>別表第 1 略</p> <p>別表第 2 (第11条関係) 保育料減免基準表</p> <table border="1" data-bbox="1160 751 2152 791"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「<u>所得割課税額</u>」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、<u>所得割課税額</u>を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。</p> <p>4 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者については、<u>指定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして所得割課税額を算定する。</u></p>	略
略			
略			

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>4</u> 略</p>	<p><u>5</u> <u>児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該児童の保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</u></p> <p><u>6</u> 略</p>